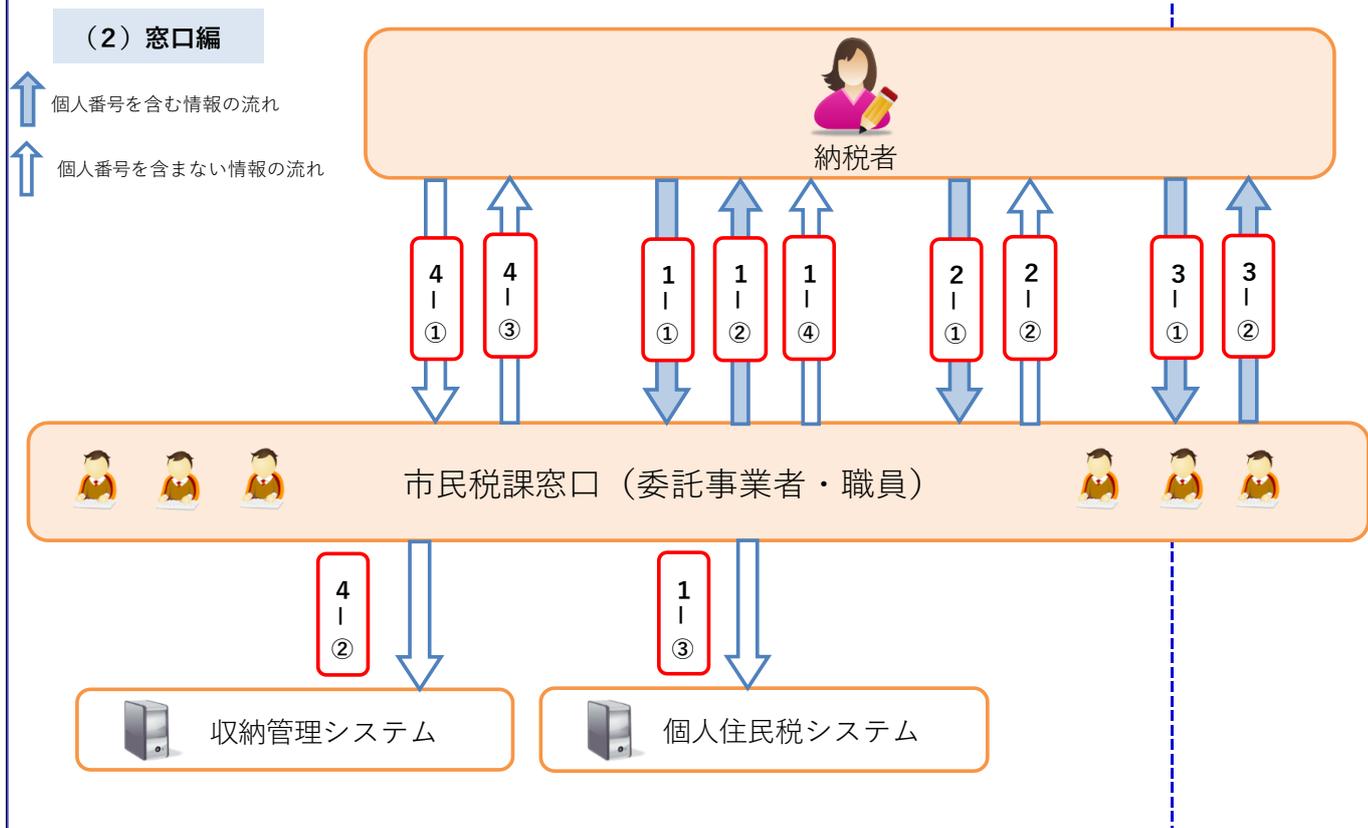


(別添1) 事務の内容



(2) 窓口編

1) 市・府民税申告書の提出を受付する場合

- 1-① (委託事業者が) 申告内容及び添付資料を点検のうえ、提出を受付する。
- 1-② (委託事業者が) 添付不要資料や申告書の控えを返却する。
- 1-③ (委託事業者が) 申告内容を個人住民税システムにデータ入力し、(職員が) 入力された内容を照合し、納税通知書を発行する。
- 1-④ (委託事業者が) 市民へ納税通知書を手渡しし、課税内容の説明を行う。

2) 課税内容の確認のため来庁された場合

- 2-① (委託事業者が) 本人確認と納税通知書の有無を確認する。
- 2-② 給与又は年金収入のみの方の場合は、(委託事業者が) 課税説明を行い、左記以外の場合は、(職員が) 行う。
※その際、本人確認ができていない場合は、税総合システムの課税台帳を確認して説明を行う。本人確認ができなかった場合は、税の一般的な事例にとどめた説明を行う。

3) 各種提出物、届出書を受付する場合

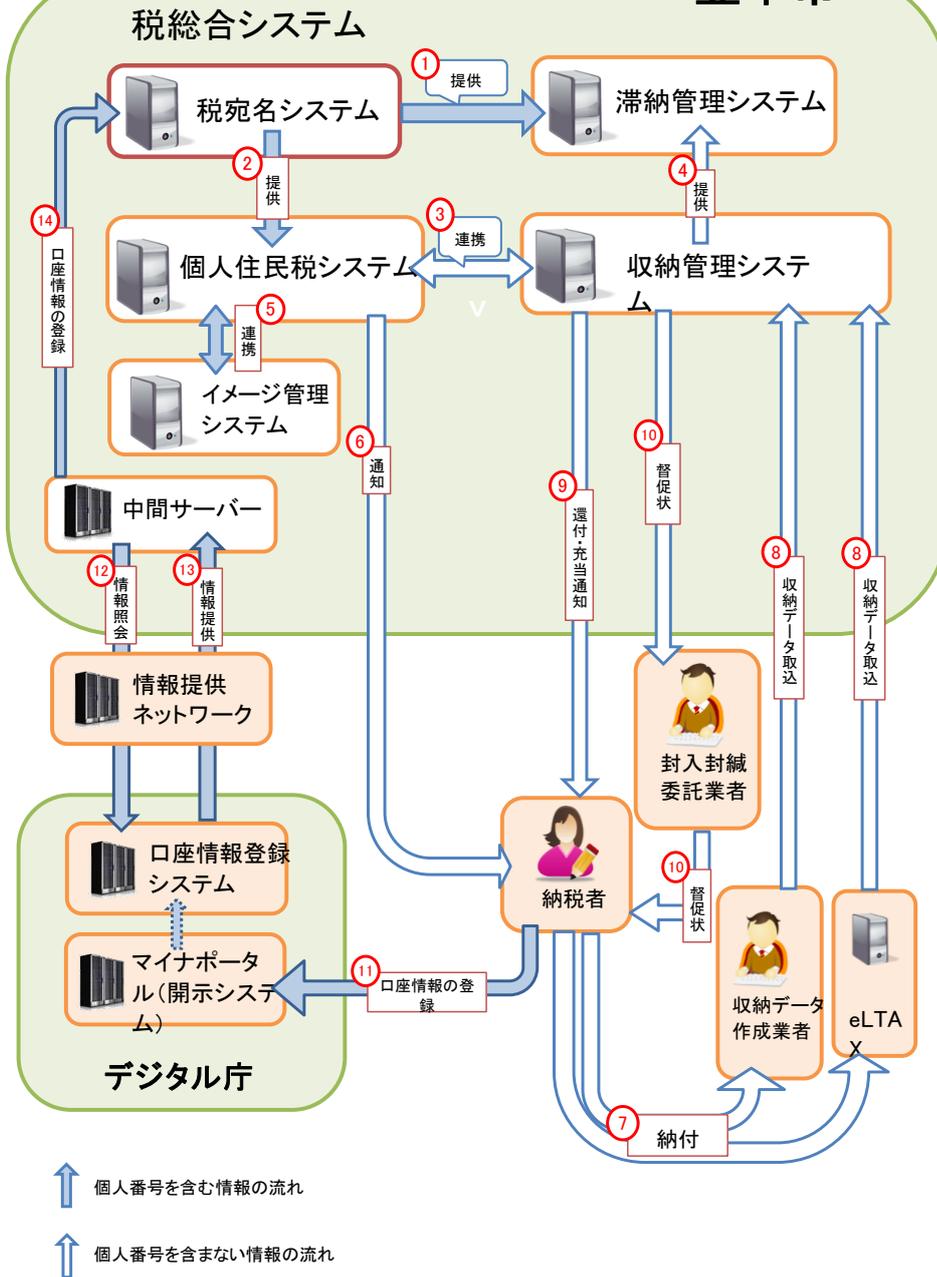
- 3-① (委託事業者が) 提出物、届出書の記載内容を点検する。
- 3-② (委託事業者が) 受付印を押印し、控えを返却する。
※提出物…「給与支払報告書(*)」「給与所得者異動届出書(*)」「特別徴収義務者名称・所在地等変更届出書」
※届出書…「送付先等登録・変更・削除届出書」「納税管理人設定・変更届出書」「相続人代表者指定・変更届出書」
(*)が付いている書類は、個人番号を記入する。

4) 納税証明書の請求があった場合

- 4-① (委託事業者が) 納税証明書の請求を受付し、記載内容の確認を行う。
※出張所窓口で請求があった場合は、出張所職員が請求書を納税証明書発行窓口にてFAXで送付後、同様の処理を行う。
- 4-② (委託事業者が) 納税状況を確認し、納税証明書を発行する。
※出張所窓口での受付分は、発行先を出張所のプリンタに指定する。
- 4-③ (委託事業者が) 納税証明書を交付する。
※出張所窓口での受付分は、出張所職員が交付する。

(3) 収納編

豊中市



(備考)

事務の流れ(収納編)

- ① 宛名システムより滞納整理対象者情報を作成する。
- ② 宛名システムより課税対象者情報を作成する。
- ③ 調定額と消込額のデータを連携する。
- ④ 調定額と消込額のデータを提供する。
- ⑤ 課税対象者情報をイメージ管理システムに提供。対象者に紐づいた資料イメージを参照する。
- ⑥ 市民税・府民税 税額決定・納税通知書を納税者に送付する。
- ⑦ コンビニ・金融機関・郵便局・口座振替・eLTA・クレジットカード・スマートフォン決済等を利用し納付する。
- ⑧ 収納データを取り込みし、消込処理を行う。
- ⑨ 納め過ぎとなった税額を還付・充当する。
- ⑩ 納期限までに完納しなかった納税者に督促状を送付する。

※過誤納等で還付が発生した場合(⑧と⑨の間に以下の事務)

- ⑪ 納税者がマイナポータルを通じて公的給付口座情報を登録
- ⑫ 中間サーバーを通じて口座情報を照会
- ⑬ 照会結果受領
- ⑭ 税宛名システムの口座情報を登録

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表			
提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表			
提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表			
提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表			
提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律82号附則第48条第一項に規定する指定基金	130	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表

提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条3第項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第151条で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表			
提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人)	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表			
提供先番号	提供先 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	①法令上の根拠	②提供先における用途 (番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)
		番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項(別表)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表の項番	事務内容 (別表下欄)
1	おやこ保健課	8	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	こども政策課 おやこ保健課 子育て給付課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康危機対策課	14	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	障害福祉課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	福祉事務所	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	住宅課	27	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	学務保健課	40	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	保険給付課 保険相談課 健康推進課	44	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保険相談課 (国民年金係)	46	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項(別表)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表の項番	事務内容 (別表下欄)
11	障害福祉課	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	住宅課	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	子育て給付課	56	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	長寿安心課	61	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子育て給付課	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
16	子育て給付課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	子育て給付課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	障害福祉課 (主体は大阪府)	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	おやこ保健課	70	母子保健法(昭和40年法律第141号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子育て給付課 職員課	81	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項(別表)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表の項番	事務内容 (別表下欄)
22	地域共生課	82の2	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
23	保険給付課 保険相談課 健康推進課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅課	93	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	福祉事務所	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保険給付課 保険相談課 長寿社会政策課 長寿安心課	100	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	健康危機対策課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	保険相談課 (国民年金係)	116	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	障害福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	子育て給付課	127	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	保険相談課 (国民年金係)	128	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	医療支援課(申請の受理のみ)	131	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項(別表)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表の項番	事務内容 (別表下欄)
33	特例給付実施部署 (地域共生課)	135	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(別紙3)番号利用条例第3条(別表第2)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表第2の項番	事務内容 (別表第2に定める事務)
1	子育て給付課	1	豊中市子ども医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	子育て給付課	2	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	保険給付課	3	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4	保険給付課	4	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5	福祉事務所	5	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの
6	住宅課	6	市営住宅条例による住宅の管理に関する事務であって市規則で定めるもの

別添3 変更箇所 別紙(今回分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【賦課に関する事務】の①に右記を追加	(窓口や郵送での書類の受入、eLTAxや国税連携、サービス検索・電子申請機能での受領)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
	I-2-システム2 ③他のシステムとの接続	[O] 既存住民基本台帳システム	[] 既存住民基本台帳システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム7 ①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)	共通基盤システム・オブジェクトストレージ(庁内連携システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム13 ①システムの名称	右記を追加	サービス検索・電子申請機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム13 ②システムの機能	右記を追加	・【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム13 ③他のシステムとの接続	[] その他 ()	[O] その他 (e-Gov電子申請サービス)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム14 ①システムの名称	右記を追加	申請管理システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム14 ②システムの機能	右記を追加	1. 申請データ取込み機能 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	I-2-システム14 ③他のシステムとの接続	[] その他 ()	[O] その他 (サービス検索・電子申請機能)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	別添1 (1)全体編 画像	右記を追加	「3-3 市・府民税申告書」⇒「マイナポータル サービス検索・電子申請機能」⇒「申請管理システム」⇒	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
	別添1 (1)全体編 (備考)	右記を追加	③-3 サービス検索・電子申請機能により市・府民税申告書が提出される。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
	別添1 (1)全体編 画像	右記を追加	団体内統合宛名システム	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
	別添1 (2)窓口編 画像	4-①・4-②	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	別添1 (2)窓口編 画像	5-①・5-②・5-③	4-①・4-②・4-③	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	別添1 (2)窓口編	4) (当初時期のみ) 確定申告書(※完成したものに限り)の受領 4-① (委託事業者が) 確定申告書を受領し、住所・氏名・マイナンバーの記入漏れの有無を点検する。 4-② (委託事業者が) 確定申告書の控えを返却する。	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	別添1 (2)窓口編	5) 納税証明書の請求があった場合 5-① (委託事業者が) 納税証明書の請求を受付し、記載内容の確認を行う。 ※出張所窓口で請求があった場合は、出張所職員が請求書を納税証明書発行窓口へFAXで送付後、同様の処理を行う。 5-② (委託事業者が) 納税状況を確認し、納税証明書を発行する。 ※出張所窓口での受付分は、発行先を出張所のプリンタに指定する。 5-③ (委託事業者が) 納税証明書を交付する。 ※出張所窓口での受付分は、出張所職員が交付する。	4) 納税証明書の請求があった場合 4-① (委託事業者が) 納税証明書の請求を受付し、記載内容の確認を行う。 ※出張所窓口で請求があった場合は、出張所職員が請求書を納税証明書発行窓口へFAXで送付後、同様の処理を行う。 4-② (委託事業者が) 納税状況を確認し、納税証明書を発行する。 ※出張所窓口での受付分は、発行先を出張所のプリンタに指定する。 4-③ (委託事業者が) 納税証明書を交付する。 ※出張所窓口での受付分は、出張所職員が交付する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

別添3 変更箇所 別紙(今回分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] その他 ()	[O] その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	庁内連携システム・宛名システムの保守	庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-①委託内容	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、バックアップアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の障害監視作業、障害復旧作業、バックアップアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 - ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線	[O] 専用線	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<税総合システムにおける措置> ②特定個人情報は、サーバ室に設置された税総合システムサーバのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。	<税総合システムにおける措置> ②特定個人情報は、プライベートクラウドのデータベース内に保管され、バックアップはプライベートクラウドのデータバックアップストレージに保存される。	事前	重要な項目の変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される	事前	重要な項目の変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追加	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事前	重要な項目の変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は豊中市からの操作によって実施される。豊中市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、豊中市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な項目の変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追加	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・LWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを税総合システムに移行した後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	重要な項目の変更

別添3 変更箇所 別紙(今回分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク1 -対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 -〇本人等(本人又は本人の代理人)から入手するもの	右記を追加	・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク1 -必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 -〇本人等、給与支払者から入手するもの	右記を追加	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク2 -リスクに対する措置の内容 -〇本人、給与支払者等から入手するもの	右記を追加	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク2 -リスクに対する措置の内容	〇業務システム連携で入手するもの ・庁舎内の暗号化が施された専用ネットワークを通じて情報を入手し、入手した情報は、システム内に自動的に取り込まれるようにしており、不適切な方法による入手を抑制している。 また、システム内で情報を取り込んだ記録を残し、適切に入手されていることを確認している。	〇業務システム連携で入手するもの ・暗号化が施された専用ネットワークを通じて情報を入手し、入手した情報は、システム内に自動的に取り込まれるようにしており、不適切な方法による入手を抑制している。 また、システム内で情報を取り込んだ記録を残し、適切に入手されていることを確認している。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にとは当たらない
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク3 -リスクに対する措置の内容 -入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク3 -リスクに対する措置の内容 -特定個人情報の正確性確保の措置の内容 -〇本人、給与支払者、eTAX(国税連携システム)、他団体等から入手するもの	右記を追加	・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク4 -リスクに対する措置の内容	〇システム連携で入手するもの(実施機関内の他部署からの入手) ・実施機関内の他部署におけるシステムとの連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。	〇システム連携で入手するもの(実施機関内の他部署からの入手) ・実施機関内の他部署におけるシステムとの連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用ネットワークを用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にとは当たらない
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手リスク4 -リスクに対する措置の内容	右記を追加	〇システム連携で入手するもの(サービス検索・電子申請機能からの入手) ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能とe-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用リスク2 -ユーザー認証の管理 -具体的な管理方法	右記を追加	・サービス検索・電子申請機能 サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	重要な項目の変更

別添3 変更箇所 別紙(今回分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用リスク2 - アクセス権限の発効・失効の管理 - 具体的な管理方法	右記を追加	サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の変動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用リスク2 - 特定個人情報の使用の記録 - 具体的な方法	右記を追加	サービス検索・電子申請機能について ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用リスク3 - リスクに対する措置の内容	右記を追加	・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用リスク4 - リスクに対する措置の内容	右記を追加	・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 - 具体的な制限方法	・アクセス制御を実施している。	・アクセス制御を実施している。遠隔保守は専用線によるものとし、市職員が接続許可した場合のみ利用可能。	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑤物理的対策 - 具体的な対策の内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な項目の変更

別添3 変更箇所 別紙(今回分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1-⑥技術的対策 -具体的な対策の内容	右記を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②豊中市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤豊中市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦豊中市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧豊中市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1-⑥技術的対策 -具体的な対策の内容	右記を追加	<p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	事前	重要な項目の変更
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク3-消去手順 -手順の内容	右記を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	重要な項目の変更
	IV その他のリスク対策 1. 監査-②監査 -具体的な内容	右記を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAPP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な項目の変更
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	右記を追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する豊中市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、豊中市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、豊中市とデジタル庁及び関係者で協議を行う</p>	事前	重要な項目の変更